

事業主の皆さまへ

「キャリア形成促進助成金」支給に係る
端数処理の取扱について、平成25年5月16日
より以下の変更がされております。

◎変更内容（概要）

平成25年5月15日までに訓練実施計画届を提出した場合

助成金の支給額を算定した結果、算定額に**円未満の端数**が生じたときは、その端数金額を切り捨て、支給額の決定を行う。

(例：54,321.9円 → 54,321円)

平成25年5月16日以降に訓練実施計画届を提出した場合

助成金の支給額を算定した結果、算定額に**100円未満の端数**が生じたときは、その端数金額を切り捨て、支給額の決定を行う。

(例：54,321.9円 → 54,300円)

詳細は、千葉労働局職業対策課分室（☎043-441-5678）

まで、お問い合わせください。



千葉労働局・ハローワーク（公共職業安定所）